

「分類の基準」(1)の「種類」を削除することの妥当性について
 (「種類」の削除を妥当とする分類の例)

小分類項目名	現行JSICにおいて採用している分類基準	細分類項目名	現行JSICにおいて採用している分類基準	
大分類Eー製造業		大分類Eー製造業		
中分類11 繊維工業		中分類11 繊維工業		
116 外衣・シャツ製造業 (和式を除く)	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p>	1161 織物製成人男子・少年服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>「成人男子・少年」、「成人女子・少女」、「乳幼児」は、性別及び年齢による区分であり、これは用途や機能等の違いと考えられるため、上記基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	
		1162 織物製成人女子・少女服製造業 (不織布製及びレース製を含む)		
		1163 織物製乳幼児服製造業 (不織布製及びレース製を含む)		
		1164 織物製シャツ製造業 (不織布製及びレース製を含み、下着を除く)		
		1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業 (不織布製及びレース製を含む)		
		1166 ニット製外衣製造業 (アウターシャツ類, セーター類などを除く)		
		1167 ニット製アウターシャツ類製造業		
		1168 セーター類製造業		
		1169 その他の外衣・シャツ製造業		
117 下着類製造業		<p>左記小分類は繊維製品を用途や機能の違いにより分けているものと考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>		1171 織物製下着製造業
		1172 ニット製下着製造業		
		1173 織物製・ニット製寝着類製造業		
		1174 補正着製造業		
118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>和装製品とその他の衣服・繊維製身の回り品を用途や機能の違いで分類しているものと考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	1181 和装製品製造業 (足袋を含む)	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>和装製品とその他の衣服・繊維製身の回り品を用途や機能の違いで分類しているものと考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	
				1182 ネクタイ製造業
				1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
				1184 靴下製造業
				1185 手袋製造業
				1186 帽子製造業 (帽体を含む)
				1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
119 その他の繊維製品製造業	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>その他の繊維製品を用途や機能の違いで分類しているものと考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	1191 寝具製造業	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>その他の繊維製品を用途や機能の違いで分類しているものと考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	
				1192 毛布製造業
				1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
				1194 帆布製品製造業
				1195 繊維製袋製造業
				1196 刺しゅう業
				1197 タオル製造業
				1198 繊維製衛生材料製造業
				1199 他に分類されない繊維製品製造業

小分類項目名	現行JSICにおいて採用している分類基準	細分類項目名	現行JSICにおいて採用している分類基準	
大分類H－運輸業，郵便業				
中分類44 道路貨物運送業				
441 一般貨物自動車運送業	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>左記の区分は、法制度における許可区分を引用したものであるが、このような分け方を分類基準に明示することは分類本来の趣旨から必ずしも望ましくないと考えられるところ、種類を削除しても「機能等」の等を含むものとして解釈可能と考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	4411 一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p>	
443 貨物軽自動車運送業		4431 貨物軽自動車運送業		
大分類J－金融業，保険業				
中分類67 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)				
671 生命保険業	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>生命保険・損害保険と共済事業、少額短期保険業の区分は、生命や損害についての保険ということでは共通で、法制度における区分を引用したものであるが、このような分け方を分類基準に明示することは分類本来の趣旨からは必ずしも望ましくないと考えられるところ、種類を削除しても「機能等」の等を含むものとして解釈可能と考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	6711 生命保険業 (郵便保険業, 生命保険再保険業を除く)	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>生命保険業と郵便保険業は、生命や損害についての保険ということでは共通で、法制度における区分を引用したものであるが、このような分け方を分類基準に明示することは分類本来の趣旨からは必ずしも望ましくないと考えられるところ、種類を削除しても「機能等」の等を含むものとして解釈可能と考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	
672 損害保険業		6712 郵便保険業		
673 共済事業、少額短期保険業		6713 生命保険再保険業		6719 その他の生命保険業
		6721 損害保険業 (損害保険再保険業を除く)		
		6722 損害保険再保険業		6729 その他の損害保険業
	6731 共済事業 (各種災害補償法によるもの)	6732 共済事業 (各種協同組合法等によるもの)	6733 少額短期保険業	
大分類N－生活関連サービス業，娯楽業				
中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業				
782 理容業	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>理容業と美容業は近年、用途・機能が重なってきており、用途・機能よりも法制度における区分が引用されていると考えられる。このような分け方を分類基準に明示することは分類本来の趣旨からは必ずしも望ましくないと考えられるところ、種類を削除しても「機能等」の等を含むものとして解釈可能と考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	7821 理容業	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p>	
783 美容業		7831 美容業		
大分類Q－複合サービス事業				
中分類87 協同組合 (他に分類されないもの)				
871 農林水産業協同組合 (他に分類されないもの)	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p> <p>左記分類項目は、共通する活動が大半で、用途・機能よりも法制度における区分が反映されていると考えられる。このような分け方を分類基準に明示することは分類本来の趣旨からは必ずしも望ましくないと考えられるところ、種類を削除しても「機能等」の等を含むものとして解釈可能と考えられるため、上記分類基準から「種類」を削除しても問題ないと考えられる。</p>	8711 農業協同組合 (他に分類されないもの)	<p>(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類 (用途, 機能等)</p>	
		8712 漁業協同組合 (他に分類されないもの)		
		8713 水産加工業協同組合 (他に分類されないもの)		
		8714 森林組合 (他に分類されないもの)		

なお、分類基準の該当作業は、現行の日本標準産業分類における全ての小・細分類で行った。